

現場代理人常駐義務の臨時緩和措置の一部変更について

令和4年8月31日

現場代理人常駐義務の、臨時的緩和措置については、令和元年東日本台風等による被害の復旧・復興工事での技術者の不足による入札不調の防止対策の強化を図るため運用してきたが、県発注の災害復旧工事終了に伴い、下記とおり運用基準を現行へ戻すこととしましたのでお知らせします。

1.緩和措置拡大の内容

【現行】

一人の現場代理人が兼務できる工事は、下記の要件いずれかにより本宮市が発注した請負金額3,500万円未満(建築一式工事である場合にあつては、7,000万円未満)の工事は2件(災害復旧等の緊急工事を含む場合3件)兼務兼務を可とする。

- ①10km程度の近接した場所で同一の建設業者が施工する場合。ただし、臨時措置による福島県発注災害復旧等工事に限り市内全域。
- ②請負金額がそれぞれ3,500万円未満の工事(建築一式工事である場合にあつては、7,000万円未満)で、工種区分が同一。

一人の現場代理人が担当することができる工事数のパターン

請負金額	工事数
3,500万円未満 (建築一式工事は7,000万円未満)	●● (●)

※(●)は本宮市発注災害復旧等緊急工事

2.適用時期

令和4年9月1日から適用する。